

令和7年度小山集会所「ふれあい」運営委員会(総会)次第

1. 令和7年度「ふれあい」業務管理実績
2. 令和7年度「ふれあい」利用実績
3. 令和7年度会計報告
4. 「ふれあい」の運用状況と問題点
5. 令和8年度予算案
6. 小山集会所分担金振り込みについて
7. 小山集会所管理規定について
8. 小山集会所「ふれあい」の予約方法など
9. その他
10. 防火訓練の実施

開催日時 令和8年4月12日(日)

開催時刻 午前10時～

開催場所 小山集会所「ふれあい」2階大集会室

所在地 刈谷市小山町7丁目33番地 旧JA小山支店

1 令和7年度 小山集会所「ふれあい」業務管理実績

月	日	業務管理内容	備考
4	5	・天子神社にて会計監査	自治会監事
	6	・小山自治会通常総会	自治会
	20	・小山集会所「ふれあい」運営委員会（総会）	4町11組
5	13、15	・ちょこっとささえあい説明会	自治会
	10	・日高小おやじの会	日高小PTA
6	15	・火災報知器トラブル対応（異常発報）2F倉庫	ソノ一電機工業（株）
	16	・小山寿楽会駐車場使用	寿楽会
7	7	・集会所周辺清掃	小山寿楽会
	18	・衣浦東部消防局 刈谷消防署立入検査 立合	ソノ一電機工業（株）
	27	・小山町1組、3組班長会議	小山町1組、3組
8	2～3	・盆踊り着替え会場	公民館
	12	・火災報知器トラブル対応（異常発報）1F事務室	ソノ一電機工業（株）
	24	・小山町1組、3組合同地藏盆	小山町1組、3組
9	3	・ふるさとガイドボランティア	刈谷市歴史博物館
	12	・消火、119番通報訓練（ホッパーズ）	防火管理者
	14	・敬老会記念品引渡し会場	公民館
	28	・天子神社例大祭 巫女着替え会場	天子神社
10	1	・刈谷市赤十字奉仕団	刈谷市赤十字奉仕団
	11	・ふるさとガイドボランティア	刈谷市歴史博物館
11	16	・JAあいち中央農協祭りシャトルバス停使用	JAあいち中央
12	1	・小山寿楽会生垣剪定及び草取り	小山寿楽会
	22	・小山自主防災会駐車場使用	小山自主防災会
	21	・小山町3組班長会議	小山町3組
1	18	・公民館クラブ発表会準備打ち合わせ	公民館
	18	・小山町1組班長会議	小山町1組
	21	・刈谷市赤十字奉仕団	刈谷市赤十字奉仕団
	30	・消防設備点検、防火対象物点検（防火管理者立会）	ソノ一電機工業（株）
2	7、8	・公民館クラブ発表会	公民館
	21、22	・日高少年野球レッツ退団式ほか	日高少年野球
3	1	・日高町組班長会議	日高町組
	22	・小山町1組、3組班長会議	小山町1組、3組
	29	・刈谷81FCほか	フットボールクラブ

2 令和7年度小山集会所「ふれあい」利用実績

月	利用団体 クラブ数	利用回数(有料)		無料回数	延べ利用者数	主 な 行 事
		1F	2F			
4	23	54	28	5	954人	・小山自治会通常総会 ・小山集会所「ふれあい」総会
5	22	59	29	4	885人	・ちょこっと支え合い説明会 ・日高小PTAおやじの会など
6	22	57	27	2	979人	・東中学校吹奏楽クラブ ・厄年会など
7	22	49	28	3	865人	・小山町1組、3組班長会議 ・消防設備点検(ソノー電気工業) ・刈谷消防署立入検査
8	23	52	24	5	916人	・小山町1組、3組合同地藏盆 ・盆踊り着替え会場(公民館) ・日高少おともだちの会
9	25	52	29	6	982人	・敬老の日 記念品引き渡し ・ふるさとボランティアガイド ・天子神社大祭 巫女着替え会場
10	23	56	29	3	1,104人	・刈谷市赤十字奉仕団 ・ふるさとボランティアガイド
11	20	51	28	1	952人	・JA祭 シャトルバス停 ・東中吹奏楽クラブなど
12	21	43	24	3	777人	・水道メーター交換 ・小山町3組班長会議 ・刈谷マジッククラブなど
1	23	51	28	5	930人	・小山町1組班長会議 ・刈谷市赤十字奉仕団 ・消防設備点検(ソノー電気工業)
2	21	53	28	5	1,102人	・公民館クラブ発表会 ・日高少年野球レッツ退団式など
3	23	53	30	5	960人	・日高町組班長会議 ・小山町1組、3組班長会議 ・刈谷FC81など
合計	268	630	332	47	11,406人	前年度比 +306人

令和7年度 小山集会所「ふれあい」会計報告

令和7年4月1日～令和8年3月31日

作成 加藤 裕三

収入の部			支出の部		
項目	金額(円)	適用	項目	金額(円)	適用
1. 前年度繰越金	1,725,076		1. 電気料	754,889	中部電力ミライズ
2. 分担金	574,500	4町11組300円×1,915世帯	2. 上下水道料	27,190	刈谷市役所
3. 維持協力費	876,400	集会所利用料	3. 会議費	7,245	
4. 自治会助成金	192,000	小山自治会	4. キャッチ受信料	10,560	KATCH
5. 市助成金	105,600	市生涯学習課	5. 事務費	15,666	パソコン消耗品及び コピーなど
6. 自販機電気代	52,929	安城牛乳販売(株)	6. 器具備品費	0	
7. 利息	3,658	J A あいち中央	7. 消耗品費	10,118	トイレットペーパー 消臭剤など
			8. 補修費	0	補修及び調査費など
			9. 維持管理費	107,236	消防設備点検 火災報知器2個更新ほか
			10. 報酬費	190,000	集会所実務管理者報酬 防火管理者報酬
			11. 雑費	30,000	玉串料(天子神社) 生垣剪定(小山寿楽会)
			支出合計	1,152,904	
			次年度繰越金	2,377,259	
収入合計	3,530,163		合計	3,530,163	

上記会計報告に基づき、令和7年度小山集会所「ふれあい」の会計監査を実施した結果、
会計帳簿、預金通帳、領収書等は全て正確に処理されている事を認めます。

令和8年4月4日

小山自治会 監事

加藤高敏

令和8年4月4日

小山自治会 監事

杉谷克彦

対 比 表

収 入

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
利用回数	962	993	1,038	926	860	(回)
増減	▲31	▲45	112	66	155	
維持協力金	876,400	934,100	954,900	826,100	800,100	(円)
増減	▲57,700	▲20,800	128,800	26,000	164,100	
						備考
分担金	574,500	583,200	579,900	589,200	553,800	(円)
増減	▲8700	3,300	▲9,300	35,400	300	
自治会助成金	192,000	194,800	192,600	195,800	184,000	(円)
増減	▲2,800	2,200	▲3,200	11,800	▲500	
						備考
市助成金	105,600	105,600	105,600	104,400	104,400	(円)
増減	0	0	1,200	0	0	
						備考
設備補助金	0	0	0	1,803,252	0	(円)
増減				雨漏れ対策他		
						備考
自販機電気料	52,929	54,135	59,747	58,249	66,364	(円)
増減	▲1,206	▲5,612	1,498	▲8,115	▲8,166	
						備考
繰越金	2,377,259	1,725,076	1,067,851	326,079	1,551,669	(円)
増減	652,183	657,225	741,772	▲1,225,590	619,765	
						備考

支 出

電気料金	754,889	788,195	723,987	820,743	707,095	(円)
増減	▲33,306	64,208	▲96,756	113,648	80,608	
消防設備点検等	107,236	100,270	136,790	68,200	68,200	(円)
増減	6,966	▲36,520	68,590	0	0	
				火災報知器2個交換	火災報知器1個交換	火報バッテリー交換、消火器更新
						備考
上下水道料金	27,190	40,049	17,532	15,657	33,950	(円)
増減	▲12,859	22,517	1,875	▲18,293	10,840	
						備考
				コロナ対策の為減額あり		
その他の経費	263,589	286,940	272,675	268,000	245,958	(円)
増減	▲23,351	14,265	4,675	22,042	▲61,675	KATCH、コピー トイレ消耗品等

総収入	3,530,163	2,940,530	2,218,835	5,205,184	2,639,581	(円)
増減	589,633	721,695	▲2,986,349	2,565,603	682,247	
	利息 3,658	利息 844	利息 9	市施設改修補助金1,803,252		備考
総支出	1,152,904	1,215,454	1,150,984	4,879,105	1,087,912	(円)
増減	▲62,550	64,470	▲3,728,121	3,791,193	62,482	
				雨漏れ対策、1F床面張替え		備考

小山集会所「ふれあい」の運用状況と問題点

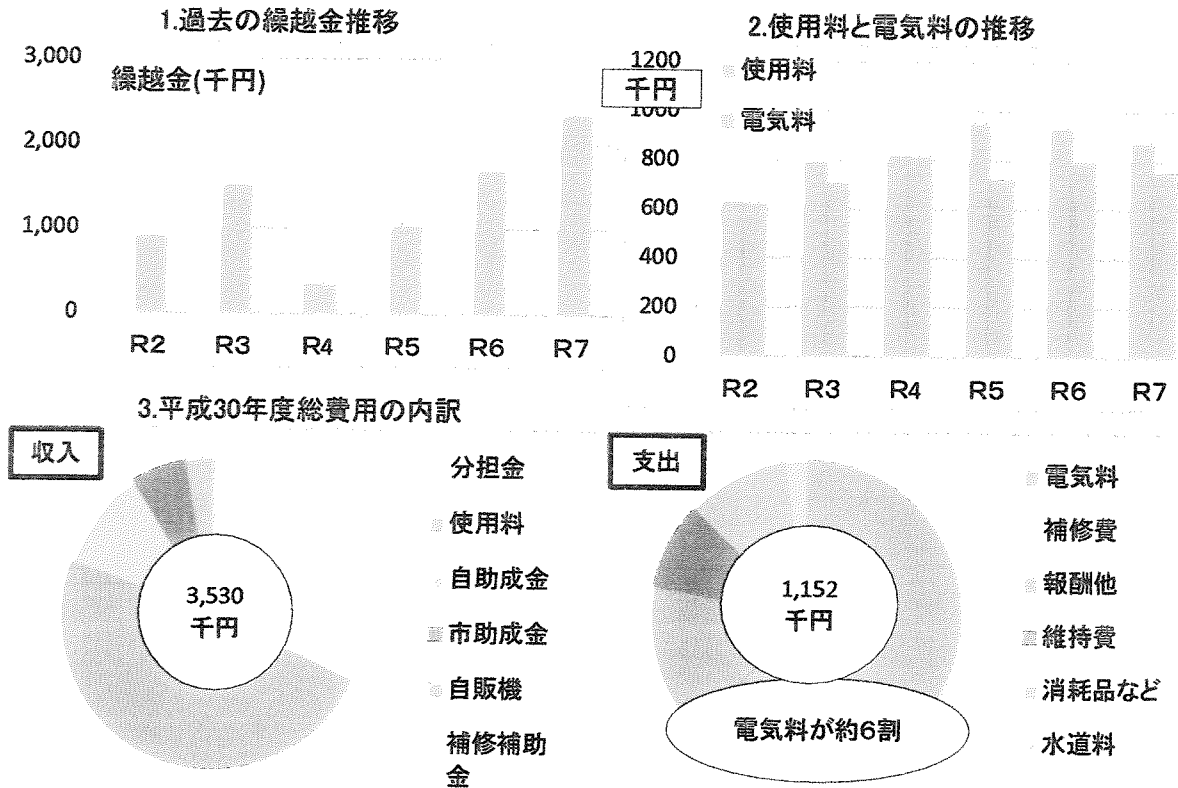
概要

2010年(平成22年)にJA愛知中央の支店等再編計画に伴い、旧JA小山支店の建物を無償で譲渡を受けた。しかし土地はJA所有の借地で、借地料を市の補助を受け自治会で支払っている。借地期間は30年で2040年(令和22年)には建物を解体し更地で返却の必要がある。

問題点

1. JA所有の土地を市に購入していただく様、小山地区一体で取り組む必要がある。(購入資金はない)
2. 1997年(平成9年)建設の建物や設備が老朽化しており、修繕や更新の必要がある。

運営状況



今後改修が必要と思われる設備等

1. 2階東側外壁及び窓枠の変形改修(雨漏りの原因か?)
2. 1, 2階の照明器具(蛍光管を変えても改善しない)及び誘導灯、非常照明のLED化
3. 1, 2階の壁クロス及び2階の床フローリング一部の張り替え改修
4. 1, 2階のドアクローザー(ストッパー)及びパーテーション(間仕切)、ブラインドの改修
5. 掃除機及び床モップ等の清掃用具の更新
6. 屋根の表面処理? 塗装の剥がれ対策及び西側敷地境界にある控え壁の耐震改修

課題

費用の検出が必要

1. 照明器具のLED化。田辺電気、パナソニックの見積で330万円(令和2年)
2. 2階東側外壁の改修 概算見積で7~800万円(佐々木建設(株))又はそれ以上(令和6年)
なお刈谷市からの補助金は10万円を超える場合、(総額-10万円÷2)となっています

その他、今後検討が必要なもの

1. 改修が必要な項目は、いずれも高額なため管理責任者一人の判断では難しいので運営委員の皆さんに優先順位などを決めていただきたい。

令和8年度 小山集会所「ふれあい」予算(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

作成 加藤 裕三

収入の部			支出の部		
項 目	金額(円)	適 用	項 目	金額(円)	適 用
1. 前年度繰越金	2,377,259		1. 電気料	868,000	前年×115%
2. 分担金	576,000	4町11組300円×1,920世帯	2. 上下水道料	30,000	前年×110%
3. 維持協力費	875,000	令和7年度 踏襲	3. 会議費	10,000	令和7年度 踏襲
4. 自治会助成金	192,000	令和7年度 踏襲	4. キャッチ受信料	10,560	令和7年度 踏襲
5. 市助成金	105,600	令和7年度 踏襲	5. 事務費	20,000	パソコン消耗品及び コピーなど
6. 自販機電気代	53,000	令和7年度 踏襲			
7. 利息	3,600	令和7年度 踏襲	6. 器具備品費	100,000	清掃用具など
			7. 消耗品費	15,000	トイレットペーパー 消臭剤など
			8. 補修費	100,000	補修及び調査費など
			9. 維持管理費	100,000	消防設備点検 蛍光管取替えなど
			10. 報酬費	190,000	集会所実務管理者報酬 防火管理者報酬
			11. 雑費	30,000	玉串料、生垣剪定など
			次年度繰越金	2,708,899	
収入合計	4,182,459		合 計	4,182,459	

令和8年4月吉日

小山集会所「ふれあい」分担金支払いのお願い

組長 各位

日頃は、4町11組（日高町、小山町、稲場町、新富町）の集会所である小山集会所「ふれあい」に対し、また小山地区全体のコミュニティの場としてご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、申し訳ありませんが例年どおり分担金の振り込みを下記により、お願いします。

記

分担金	自治会加入世帯数×300円
振込先	J A あいち中央農協 小山支店
口座名	小山集会所会計 加藤裕三
口座番号	普通 0057104
期限	令和8年5月31日（日）までに お願いします。

連絡先 管理責任者 加藤裕三 TEL 090-2613-3031

加藤裕三

小山地区集会所運営管理規定

第1章 総則

第1条 目的

- 1 本集会所は小山町、稲場町、日高町、新富町(以下「4町」という)の集会所として、地域住民相互の連携と親睦を深め、明るい住みよい町づくりへの住民活動の中心の場とする。

第2条 名称

- 1 本集会所は小山集会所と称する。(以下「集会所」という)

第3条 4町の役割

- 1 小山集会所の運営管理を4町にて実施をする。

第4条 事務所

- 1 本集会所の主たる事務所は小山集会所に置く。
- 2 連絡、問い合わせ等の連絡先は管理責任者宅とする。

第2章 集会所構成員

第5条 構成員

- 1 集会所の構成員は4町の各組の自治会に加入している会員にて構成をする。

第6条 分担金

- 1 4月1日時点の各組自治会加入会員世帯数に応じて、一世帯当たり年間300円を4月30日までに集会所会計に納入する。
- 2 期間途中で各組自治会から脱会されても分担金は返還しない。

第3章 運営管理

第7条 運営委員会

- 1 集会所の運営管理にあたり円滑な運営を行うため、運営委員会(以下「委員会」という)を置く。
- 2 委員会の役員は4町の各組長または、自治会長、公民館長、管理責任者、副管理責任者を充てる。必要に応じ、4町の各組長、4地域代表、クラブ等の利用団体の代表にも参画を依頼することができる。
- 3 委員の任期は一年とし4月1日より翌年3月31日までとする。すべて再任を妨げない。

第8条 役員

- 1 運営委員のなかから次の役員を置く。
 - (1) 運営委員長(1名)・・・委員会の代表として、小山自治会長の兼任とする。
 - (2) 管理責任者(1名)・・・集会所の管理として、以下の業務をする。
 - ・予約日程管理
 - ・カギの管理
 - ・経理会計管理
 - ・日常点検管理
 - (3) 副管理責任者(1名)・・・管理責任者に不都合が生じた場合、代行する。
 - (4) 書記(1名)・・・管理責任者が兼務する。
 - (5) 会計(1名)・・・集会所の経理会計業務をする 但し、管理責任者が兼務する。
 - (6) 監事(2名)・・・会計監査をする。但し、監事は置かず自治会監事に会計監査を依頼する。
 - (7) 相談役(1名)・・・必要に応じて置き、運営上のアドバイスを受ける。

- 2 役員の任期は一年とし4月1日より翌年3月31日までとする。すべて再任を妨げない。
- 3 役員は自己の都合により職務が困難と思われる場合は、後任者を選定して変更できる。

第9条 運営委員会の開催

- 1 運営委員会は年一回以上の開催を原則として管理責任者の招集によって開催する。又、緊急審議が必要な場合も、管理責任者の招集によって開催する。
- 2 運営委員会は役員、運営委員の過半数の出席(委任状も含む)により成立し、議決は多数決により決定する。
- 3 年度事業報告、決算報告は4月1日以降に速やかに運営委員会を開催し、新旧運営委員に報告、承認を得て4町の構成員に報告をする。

第4章 運営費

第10条 運営費

- 1 集会所の維持運営費は、分担金、維持協力費、刈谷市助成金、自治会助成金、寄付金、その他をもってこれに充てる。
- 2 集会所の維持運営費用は、利用に伴う発生費用、集会所維持管理費用、運営管理費用、予備費、その他、等により発生する費用とする。
 - (1) 利用に伴う発生費用・・・光熱費・冷暖房空調費・上下水道費・等。
 - (2) 集会所維持管理費用・・・集会所利用に伴う蛍光灯等の消耗更新、花壇等々の補修費用。
 - (3) 運営管理実施費用・・・会議費、事務消耗品、備品、清掃及びトイレ用品等々。
 - (4) 予備費、その他・・・予定外費用引当、その他、管理責任者、副管理責任者、会計の3役員と防火管理者は、商品券又は、慰労金を受け取ることができる。
- 3 建物、空調機、駐車場等々の耐久性関係補修が発生、または必要性が発生した場合は自治会へ対応依頼をする。

第11条 会計年度

- 1 本集会所の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 財産管理

第12条 資産と財産処分

- 1 主たる資産は第10条1項で構成される現金、預貯金と取得した備品等である。
- 2 資産の処分が必要な事案が発生した場合は下記の3項を原則として運営委員会で協議決定し、処分案を構成員に提案し過半数の賛成でもって処分をする。
- 3 集会所が廃止または統合、改変がされる場合にはその現金、預貯金、取得財産等は統合改変される新しい組織に引き継ぐ。廃止時は自治会等の団体に寄付するものとする。

第6章 集会所の利用管理

第13条 集会所の利用

- 1 4町地域の組・班の自治集会(組総会、班長会等々)。
- 2 4町地域の組・班が主催する行事及び文化、レクリエーション活動。
- 3 4町地域の子供会、老人会の活動。
- 4 小山自治会、公民館等の主催行事。

- 5 小山地域内在住住民の各種クラブ活動(公民館規則によるクラブ等)。
- 6 小山地域内にある企業、マンション等の研修会、集会。
- 7 そのほかの利用については運営委員会で協議し決定する。

第14条 利用の不許可事項

- 1 風紀、公安、公益を害する恐れがある場合。
- 2 販売行為（物品販売、募金、その他これらに類する行為）。
- 3 酒席を主とした集会の場合。
- 4 宗教的活動などの集会。
- 5 特定政党のなどの集会。
- 6 建物、設備、器物を損傷するおそれがある場合。
- 7 他人に危害をおよぼす行為、迷惑な物品、動物類を携帯する場合。
- 8 私的に使用する場合。
- 9 管理、運営に支障があると認められる場合。

第15条 利用受付

- 1 利用希望者は集会所利用要領(別紙)に定めた方法にて利用申込みをする。
- 2 利用申込み内容が第13条、第14条に対比し問題が無ければ使用を許可する。

第16条 集会所の維持協力費

- 1 第13条の1、2、4項は原則無料とする。(4町の組・班の主催及び協賛行事)
- 2 第13条の3項の4町地域の子供会については利用料を免除する。
- 3 第13条の3項の老人会活動の内、役員会、班長会活動については利用料を免除する。
- 4 第13条の4項の自治会、公民館の主催行事については行事内容によっては有料とすることもある。
当事案は主催者と集会所の管理責任者と話し合いにて決定する。
- 5 第13条の5、6項は有料とする。
- 6 第13条の各項に該当しない用途の利用に対しては有料、無料の判断は運営委員会で決定する。
- 7 維持協力費は下記表による。

利用時間帯	一 階		二階
	大集会室	小会議室	大集会室
午前9時～12時	900円	600円	900円
午後1時～ 5時	900円	600円	900円
午後6時～ 9時	1100円	800円	1100円

第17条 維持協力費の支払い

- 1 利用日から翌月の10日までに支払いをするものとする。
- 2 あいち中央農業協同組合小山支店の集会所会計口座へ振込み支払いをする。

第18条 利用者の遵守事項

- 1 利用責任者は集会所利用要領(別紙)に定められた遵守事項を利用者全員に遵守させる。
- 2 利用者は利用を終えた時は、速やかに当該施設を現状に復さなければならない。
- 3 利用者責任者は利用を終えた時は、使用点検表による点検を実施し結果を記録する。
- 4 管理責任者は、記入された使用点検表に点検漏れ等の問題有無を確認し、あれば利用責任者に指導をする。

5 集会所利用要領(別紙)に反した行為、不遵守があった場合は以後の利用を許可しないこともある。

第19条 賠償責任

- 1 集会所使用は利用者の自己責任によって使用をすることを大原則とする。
- 2 利用中の事故については集会所に重大な過失がないかぎり集会所は責任を負わない。
- 3 集会所の建物、設備、什器(じゅうき)、備品等を破損または遺失した時は、使用責任者は速やかに管理責任者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

第7章 日常管理

第20条 集会所の開館

- 1 利用時間は午前9時より午後9時までとする。
- 2 年末年始は休館とする。休館日は12月、1月の利用申込み時期に提示する。

第21条 集会室の開閉

- 1 定期利用する利用者には、あらかじめ鍵を貸与するので鍵管理の責務を負う。
- 2 4項以外の利用がある場合は利用計画表に基づいて利用がある日のみ、管理責任者が集会所の施錠の開閉をする。

第22条 集会所の清掃

- 1 清掃当番は4町の各組による輪番制にて実施する。(輪番は別紙の附表1表参照)
- 2 清掃は第1、3週の日曜日の下記時間とする(天子神社清掃終了次第、引き続き実施)。
 - ・ 11月1日～ 4月30日 午前9時から約1時間弱
 - ・ 5月1日～10月31日 午前8時から約1時間弱
- 3 清掃場所は、1、2階の各集会室、事務所、トイレ、通路、階段、駐車場花壇、他
- 4 清掃の人数は3項の清掃が対応できる人数(15人程度)。
- 5 清掃実施日、時間はあらかじめ管理責任者が月間計画表に事前に予約しておく。

附表1

担当月	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
4月	小山2組	稲場2組	稲場4組	新富2組	日高町組	小山2組	稲場2組
5月	小山3組	稲場3組	新富1組	新富3組	小山1組	小山3組	稲場3組
6月	稲場2組	稲場4組	新富2組	日高町組	小山2組	稲場2組	稲場4組
7月	稲場3組	新富1組	新富3組	小山1組	小山3組	稲場3組	新富1組
8月	稲場4組	新富2組	日高町組	小山2組	稲場2組	稲場4組	新富2組
9月	新富1組	新富3組	小山1組	小山3組	稲場3組	新富1組	新富3組
10月	新富2組	日高町組	小山2組	稲場2組	稲場4組	新富2組	日高町組
11月	新富3組	小山1組	小山3組	稲場3組	新富1組	新富3組	小山1組
12月	日高町組	小山2組	稲場2組	稲場4組	新富2組	日高町組	小山2組
1月	小山1組	小山3組	稲場3組	新富1組	新富3組	小山1組	小山3組
2月	小山2組	稲場2組	稲場4組	新富2組	日高町組	小山2組	稲場2組
3月	小山3組	稲場3組	新富1組	新富3組	小山1組	小山3組	稲場3組

附則

施行期日

- 1 この規定は平成22年7月19日より施行する

制改定履歴

- 制定・・・平成22年7月19日
- 改訂・・・平成22年3月20日
- 改訂 平成26年4月1日 (稲場1組を役員輪番表から外す)
- 改訂 平成28年4月10日 (新富2組を役員輪番表から外す)
- 改訂 平成29年7月31日 (管理責任者を新設する為に、第3章 運営管理規定を改定する
清掃当番輪番表を附表1として、規定する)
- 改訂 令和4年4月1日 (天子神社清掃担当除外に伴い稲場1組を清掃輪番表から外す)
- 改訂 令和6年4月1日 (第16条第7項の維持協力費の二階を大集会室のみとした)
- 改訂 令和6年4月1日 (附表1の改訂)

小山集会所 運営管理規定

小山集会所 運営委員

- ・小山町1組
- ・小山町2組
- ・小山町3組
- ・日高町組
- ・稲場町1組
- ・稲場町2組
- ・稲場町3組
- ・稲場町4組
- ・新富町1組
- ・新富町2組
- ・新富町3組

回覧

小山町、日高町、稲場町、新富町の皆様
 通年で「ふれあい」を利用される団体の皆様

平成 29 年 8 月吉日
 小山集会所運営委員会

小山集会所「ふれあい」の予約方法・利用管理表の掲示場所の変更について

平素は地域の活動等に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小山集会所「ふれあい」の予約方法・場所について、運営委員会で協議の上、下記の通り、変更する事にします。ご理解の上、ご対応して頂きますよう、よろしく願います。

【変更内容】

<理由>現在、利用管理表を<3ヶ所>に掲載していて、予約方法もマチマチのため、予約の重複・行き違いが発生する。トラブルを回避し、管理方法を改善する。

	従 来	今後(9月1日～)
利用管理表の掲示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい」 1F 北側入口傍の掲示板(屋内) 2F 掲示板(屋内) ・「小山市民館」 事務所内の黒板 ■<3ヶ所>に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい」北側出入口扉<屋外>にポスト(“小山集会所利用管理BOX“)を設置し、ポスト内に利用管理表を入れたファイルを常備 ■<3ヶ所>⇒<1ヶ所>に集約
予約方法(1) ◆年間で定期的に利用される団体の皆様	<ul style="list-style-type: none"> ・(N年度)年間利用スケジュールを提出 変更の際、都度、管理責任者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・(N年度)年間スケジュールを必ずN年2月末迄に管理責任者へ連絡 ・「変更」「取消」の際は<u>ポスト内の利用管理表を修正して管理責任者へ連絡</u>
予約方法(2) ◆年に数回利用、突発、初回に利用される皆様	<ul style="list-style-type: none"> ・利用月の前月から予約が可能 *利用管理表の1ヶ所のみ記入 *管理責任者へ連絡のみ *管理責任者へ連絡し、利用管理表3ヶ所全てに記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用月の前月から予約が可能 ・<u>ポスト内の利用管理表に記入して管理責任者へ連絡(「変更」「取消」も同様)</u> <p><鍵を保持されていない方は、その旨を必ず連絡></p>

・ポストは9月1日～設置し、運用開始(設置位置:裏面参照)

・管理責任者は利用管理表に記載。

これまで管理責任者は4町11組の組長の輪番制で担当していましたが、専任の管理責任者制に変更する事を検討しております。

以 上

“小山集会所利用管理 BOX”設置場所

◆小山集会所の所在地 刈谷市小山町 7-33



◆小山集会所 北側出入口



◆北側出入口扉に“小山集会所利用管理 BOX”を設置



小山集会所「ふれあい」 各組輪番制の清掃要領

早朝より清掃有難うございます。集会所の清掃は下記の要領でお願い致します。
組長さんより下記場所の清掃分担を、皆様に指示をお願い致します。

- 1 清掃時間 天子神社清掃後、集会所各所を清掃し終了しだいで解散として下さい。
- 2 清掃道具 1階は事務室内及び階段下、2階は給湯室及び大小倉庫内にあります。

記

《1階》

清掃箇所	清掃要領	備考
大集会室	床・・・モップがけ及び掃除機がけ	フローリングはモップがけ
	出窓・・・雑巾がけ	木製部分
和室	掃除機掛けと畳の整理	
事務室	床・・・モップがけ及び掃除機がけ	
	流し台・・・雑巾がけ	
男女トイレ	便器清掃、床をブラシで清掃	トイレットペーパー補充
出入り口及び玄関	土足部分ほうきで掃出し	砂を室内へ持ち込み防止の為
	すのこ部の雑巾がけ	
下駄箱	靴入れ部の砂清掃と雑巾がけ	
	スリッパの整頓	

《2階》

清掃箇所	清掃要領	備考
集会室A、B	床・・・モップがけ及び掃除機がけ	
	出窓・・・雑巾がけ	木製部分
玄関及び下駄箱	靴入れ部の砂清掃と雑巾がけ	砂を室内へ持ち込み防止の為
	スリッパの整頓	
男女トイレ	便器清掃とトイレットペーパー補充	木製床は掃出しとモップがけ
大、小倉庫	床・・・モップがけ及び掃除機がけ	
給湯室	床・・・掃除機がけと流し台雑巾がけ	
階段	ほうきで掃出し	

《屋外》・・・天子神社駐車場、精米機周辺、南側駐車場

清掃箇所	清掃要領	備考
駐車場及び階段下	ゴミ、石、雑草の除去、灰皿清掃	灰皿には水を入れて下さい
植込み	雑草、ゴミ、空き缶等の除去	

《組長さんへ》

※ 屋外で収集したゴミは持ち帰り処分をお願いします。ゴミ袋は事務室棚にあります。